

令和6年度第2回岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会 議事録

令和7年1月8日(水) 10時00分～11時30分

盛岡市勤労福祉会館 5階大ホール

次 第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) ひとにやさしいまちづくり推進指針(2025～2029)の策定について
 - (2) その他
- 3 その他
- 4 御礼
- 5 閉会

【出席委員(敬称略、五十音順)】30人中24人出席

石頭 悦	岩手県商工会議所女性連合会 理事
内出 幸美	公益社団法人認知症の人と家族の会岩手県支部 代表
遠藤 真喜男	岩手県ボランティア団体連絡協議会 副会長
大信田 康統	社会福祉法人いちご会 理事
岡 正彦	東北福祉大学 教授
狩野 徹	佐久大学人間福祉学部 教授
木下 淳	公募委員
佐藤 博	公益財団法人岩手県国際交流協会 理事長
鈴木 一成	公益社団法人岩手県バス協会 事務局長
高橋 智	社会福祉法人岩手県身体障害者福祉協会 副会長
高屋敷 真喜子	公募委員
田原 浩志	特定非営利活動法人岩手県精神保健福祉連合会 理事
千葉 則子	岩手県ホームヘルパー協議会 会長
中里 登紀子	一般社団法人岩手県歯科医師会 理事
成田 優子	社会福祉法人岩手県視覚障害者福祉協会 理事
西崎 実穂	岩手県立大学ソフトウェア情報学部 准教授
新田 紗希	認定特定非営利活動法人いわて子育てネット 理事
藤島 裕久	宮古市 都市整備部長
町田 裕子	一般社団法人岩手県建築士事務所協会女性委員会 副委員長
水沼 秀之	矢巾町 道路住宅課長
南谷 敏夫	一般社団法人岩手県手をつなぐ育成会 副会長

山下 梓	弘前大学男女共同参画推進室 専任教員
横山 美穂	東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社 企画総務部担当課長
渡邊 恵理子	公益財団法人岩手県観光協会 観光振興部長

【県出席者】

加藤 勝章	保健福祉部 副部長
草木 秀二	保健福祉部 地域福祉課 総括課長
千葉 楓	保健福祉部 地域福祉課 主事
竹原 久美子	保健福祉部 長寿社会課 主任主査
高橋 伸也	保健福祉部 障がい保健福祉課 障がい福祉担当課長
齋藤 晴紀	保健福祉部 子ども子育て支援室 次世代育成課長
佐藤 さおり	政策企画部 広聴広報課 主任主査
山崎 重信	復興防災部 復興くらし再建課 被災者生活再建課長
加藤 裕靖	ふるさと振興部 国際室 主幹兼国際交流担当課長
田上 奨	ふるさと振興部 交通政策室 主事
及川 慎司	環境生活部 若者女性協働推進室 主任主査
阿部 聡人	商工労働観光部 経営支援課 主査
高橋 昭彦	商工労働観光部 定住推進・雇用労働室 主任主査
伊藤 知紀	商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室 主査
櫻庭 志歩	県土整備部 都市計画課 主査
佐藤 英明	県土整備部 建築住宅課 建築指導課長
榎谷 祐介	県土整備部 建築住宅課 主任主査
高野 智美	県土整備部 建築住宅課 主査
沼田 誠司	教育委員会事務局 学校教育室 主任指導主事

【傍聴者】

なし

1 開会

(地域福祉課 草木総括課長)

ただいまから令和6年度第2回岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会を開催いたします。本日は委員30名中24名の方に御出席をいただいております、過半数に達しておりますので、ひとにやさしいまちづくり条例第38条第2項により会議は成立していることを御報告いたします。

なお、会議は公開とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日の出席者につきましては、お手元の名簿の通りとなっておりますので、名簿の配付をもって紹介に代えさせていただきます。皆様よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。以降の進行につきましては、条例第37条第2項の規定により、会

長が会議の議長になることとされておりますので、狩野会長は以降の進行についてよろしくお願ひします。

2 議事

(狩野会長)

おはようございます。

(1) ひとにやさしいまちづくり推進指針(2025~2029)の策定について

(狩野会長)

それではさっそく1のひとにやさしいまちづくり推進指針(2025~2029)の策定について事務局の方でまず説明をお願いいたします。

(地域福祉課 千葉主事)

地域福祉課の千葉と申します。本日はよろしくお願ひします。私の方から資料についてご説明させていただきます。座って失礼いたします。

まず資料1-1をご覧ください。パブリック・コメント実施結果についてでございます。前回のひとまち協議会などの意見を踏まえまして、ひとにやさしいまちづくり推進指針の素案について作成しましたので、それについて、県民の皆様から幅広く意見をいただくために、11月から12月にかけて、パブリック・コメントと地域説明会を実施いたしました。地域説明会につきましても、県内4圏域、奥州、久慈、盛岡、釜石を会場として実施したところでございます。参加者数のところを見ますと、県北会場のところだけ28名と他の会場よりも多い人数となっているところでございますけれども、こちらは久慈の道の駅いわて北三陸を会場として、ひとにやさしいまちづくりセミナーの行政説明として実施したというところで、人数が多くなってございます。セミナーでは、協議会委員をお願いしております、高屋敷委員にご協力いただきまして、ユニバーサルデザインやバリアフリーの活動の実践報告をいただくとともに、前回の協議会のときに、話題になったユニバーサルシート、そういったところも含めて、バリアフリー設備の見学会を実施したところでございます。県北会場以外では、福祉ボランティア団体の職員、それから行政職員からの参加がほとんどとなってございました。

続きまして、意見の件数、対応状況についてでございますけれども、パブリック・コメントによる意見は寄せられなかったというところではございますが、地域説明会において、多くの意見をいただいたところでございます。指針について、マイナスな意見はなくて、ひとにやさしいまちづくりをさらに前進させるために、前向きな意見が多くあったところでございます。その意見について、資料1-2「ひとにやさしいまちづくり推進指針(2025~2029)素案への意見」と書いてある資料になります。こちらの方に意見をまとめてございます。この中からいくつかピックアップして御説明いたします。

左側の方に番号振ってございますけれども、まず2番のところ、視覚障がいの人たちには点字ブロックは大事だということではございますけれども、こちらについては、道路とか歩道の段差については、例えば車椅子を使っている方とかベビーカーを使っている人たちにと

っては、引っかかってしまったりとか、そういったところもある一方で、視覚障がいの方からすると、段差によって車道と歩道区別したりなど、それぞれの特性によって、段差が必要であったり、必要でなかったりとか、そういった状態が続いているというご意見いただいたところでもございました。今後ハード整備を行っていく上での参考となる意見としてちょうだいしたところでもございます。

次に10番のところでもございます。こちらについては、聴覚障がいの方が病院などで、問い合わせると予約は電話でしてくださいとか、そういうふうに言われたりすることが、あるというご意見がありました。障がい種別などそれぞれの特性に対応できるように、1つの方法だけではなくて、複数の方法を示すとか、そういった配慮が必要ではないかというような趣旨の意見でもございます。指針の中では、特性やそれを取り巻く環境についての理解を深めることとして、ひとつづくりのところに盛り込んでいるところではございますけれども、今回いただいた意見の例で言うと、封筒にファックス番号が書かれてないよとか、問い合わせ先に電話番号だけ書いてあったりとかするのではなくて、メールアドレスやFAX番号入れたりなど、それぞれの施策を進める上で、様々な特性について配慮していく必要があるというところで、貴重なご意見をいただいたところでもございます。

続きまして、14番から16番のところ、こちらについては、こどもたちへのユニバーサルデザイン、バリアフリーの考え方の普及啓発についての意見をいただいたところでもございます。地域によって、バリアフリーの探検活動をやっていたり、ボランティア団体においても、ハンディキャップ体験など、そういったものを実施しているところもあるところではございますけれども、まだ足りないのではないかとこのところで意見をちょうだいしたところでもございます。

当課で実施しているモニターアンケートにおいても、小さい頃からユニバーサルデザインであるとかバリアフリーの考え方について、学習する時間が必要だということでも、多く意見をいただいているところでもございます。当課ではひとにやさしいまちづくりセミナーを開催しているところでもございますけれども、冬休み期間に開催して、学校に対する周知などを行っております。各種施策の中でも、こどもたちなどにどう情報届けるかなどそういった方法についても工夫していく必要があると思っております。

では続きまして、資料2-1、次に移ります。前回開催しました、第1回ひとまち協議会でいただいた意見とその反映状況についてまとめたものでございます。ほとんどの意見については指針に反映させ、修正などにより対応したところでもございます。指針は現在文字だけになっておりますが、文字だけでなく、最終的に皆さんには、コラムであるとか写真などによって、事例紹介するなど、工夫をしながらお届けするというところで、対応していきたいというところでもございます。大きく変わった点としましては、資料の裏面を見ていただいて、13番外国人県民の方の医療機関を受診する際の対応についてでございますけれども、こちら指針の中の参画の方に、外国人県民、暮らしやすい環境づくりや活躍支援の記載されていたところでしたが、医療機関受診時に適切な医療を受けられる体制づくりについて記載を追加したところでもございます。

続きまして、資料2-2をご覧ください。こちらは年末に行いましたひとまち指針改訂検討会議でいただいた主な意見になってございます。大きな点に絞ってご説明させていただきます。まずは、左側に書いてある番号の5番のところでもございますけれども、推進方向の参

画について意見をいただいたところでございます。今まで、子育てと就業の両立支援をとくだししていた部分で、子育てだけではなくて、ダブルケアなど、様々な課題が出てきているというところ、あと、介護や病気、障がいなどとの両立支援に関する記載に修正を加えました。こちらについては、おつて、資料3により御説明させていただきます。また、8番子ども子育て支援の充実に関する記載のところに障がい児が含まれていないというような意見をいただいたところございました。そういったところ、最終案に盛り込んでいるところがございます。

また、10番のところ、こちら大きな点になりますけれども、審議会に障がいなどの当事者が参画するというような指標がなくていいのかというところでご意見いただいたところでございますけれども、こちらについてもおつて詳しく御説明いたしますけれども、施策の過程における当事者の参画に関する記載を追加しまして、それに対応した指標の方を設定する予定としてございます。

今お話した内容も含まれますが、資料3により御説明させていただきます。A3の資料です。まずはこちらの5ページをお開きください。一番下の段のところ、高齢者福祉関係法令等の状況と記載されている部分でございますけれども、12月に認知症施策推進基本計画が閣議決定されまして、新しい認知症観に基づいて認知症施策を推進することとされました。そういった国の動向を踏まえまして記載を修正したところでございます。

続きまして、資料7ページ一番上のところになります。④東日本大震災からの復興と書いてある部分でございます。沿岸部の復興まちづくり、ハード整備の部分が完了したということを受けまして、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設等の運用をしていくということで、修正を加えてございます。また、この修正と同様に修正を加えているところがございまして、こちらについては、14ページの一番上の部分、推進方向のまちづくりのうち、①まちづくり全体の推進上の課題視点のところのマルの3つ目、東日本大震災津波によりというところでございますけれども、こちらについても、先ほど説明した通り、ハード整備の方完了したところを受けまして修正を加えたところでございます。それからその下、東日本大震災津波からの復興まちづくりこちらについても、同様の修正をしたところでございます。

続きまして、11ページ、下の方ですね。全ての人が必要なときに必要な形で受け取ることができる情報発信の推進上の課題、視点のところでございます。こちら一番下最後のマルのところ、デジタル機器の操作がっていうところから始まる箇所でございます。こちらについては、情報を発信する側のモラルであったりとか、情報を受け取る側の情報収集方法、情報の真偽の判断など、情報リテラシーの向上が必要であろうということで、こちらは社会福祉審議会というふうな会議があったのですが、その際にいただいた意見をもとに追加したところでございます。この追加した部分に合わせまして、関連した取り組みとして、次のページ、19ページの③情報化対応の部分ですね、こちらについても、先ほどお話ししたところを踏まえまして追加したところでございます。

続いて、すぐその下の部分参画の記載についてでございます。こちらについては、先ほど資料2-2の方で、ご説明させていただいた意見を踏まえまして、修正をしておりまして、多様な分野で主体的に活躍できる参画のところ、子育てだけではなくて、介護とか障がい等

も含まれるということと、子育てと就業の両立支援は、雇用・労働環境の整備の促進に含まれるということから、あえて子育てをとくだししないこととしました。ここに関連しまして、20 ページの①雇用・労働環境整備の促進、こちらも同様の修正したところでございます。

それからエの部分ですけれども、子育てだけではなくて、家族も含めた表現に修正したところでございます。また、オの部分についてなんですけれども、こちらについては、イの中に含まれる内容であることから削除させていただいております。それからその削除とされているところの下です。家庭・地域・職場などというふうにされているところでございますけれども、こちらについては、これまで男女が互いに尊重し、というふうにしていたところでしたが、特定の性別にとらわれない表現に修正をしたところでございます。ユの部分については、内容については修正はないのですが、オのところを削除したことにより、繰り上がったというところで、ちょっと書かせていただいている部分になっております。

そして、少し上に戻りまして、同じページの一番上、推進上の課題視点についてでございます。こちらのマルの2つ目の部分。政策形成過程についていうところから始まる部分でございますけれども、こちらも先ほど資料2-2の方10番のところですね。そこに関連しまして、障がい者等の当事者の参画ということで、政策形成過程における当事者の参画の記載を追加したところでございます。この追加に合わせて、指標の方も新しく追加しようとしているところでございますが、それについては、追ってご説明いたします。

②誰もがあらゆる分野、この部分については、先ほどお話ししました、政策形成過程における当事者の参画を追加したというところです。

続いて資料21 ページ、上から3番目のキの部分。スポーツの推進により、のところでございます。今まではスポーツにおいて女性が活躍しとしてございましたけれども、活躍するということではなくて、参加するというのが大事な部分になってきますので、女性が活躍し、のところは削除してございます。指針の中身についての説明は以上になります。

続きまして、指標について資料4最終案ということで、その27 ページ。表を載っているところになりますけれども、現行からの変更点とすると、大きく分けて2つございます。基本的現行指針の指標を引き継ぎまして、いわて県民計画第2期アクションプランとの整合性を図りながら、指標を設定しているというところでございます。では、大きく変更しているところ、1つ目、3全ての人に使いやすいものづくりでございます。こちらユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した製品の製造事業者数、としてございます。現行指針では、誰もが使いやすい製品の研究開発支援件数としてございまして、岩手県工業技術センターが毎年発行しております成果集の中から、ユニバーサルデザインの製品をカウントしてございました。しかしながらそれだと成果集に掲載している製品のみで県内全体の把握ができていないというところもございましたので、見直しを行いまして、商工会議所さんのご協力のもとで、現在、県内の製造事業者に対して、アンケート調査を実施しているところでございます。

あわせて、ひとにやさしいまちづくりの取り組みについても紹介を行っているところでございます。現在実績と目標値のところについては調整中というふうにさせていただいております。続きまして、全ての人が多様な分野で主体的に活躍できる参画の部分でございます。こちら現行指針の方では、保育を必要とする子供に関わる利用定員というところで設定

していたところでございますけれども、県民計画のアクションプランの方から削除したことに伴いまして、こちらにおいても、あわせて削除してございます。新しい指標ということで、⑧のところ、記載させていただいておりますけれども、審議会、懇談会、公聴会等において、障がいなどの当事者から直接意見を聴取している自治体数、ということで記載してございます。

こちらについては、前のところでもお話してございましたけれども、当事者の政策形成過程への参画、についての記載を追加したことに伴って追加しようとするものでございます。こちらについては、県と市町村合わせまして、34の自治体の中での参画状況ということで、市町村に対して現在照会している最中でございますので、こちらの方も調整中というふうにしております。では指針についての説明は以上になります。

(狩野会長)

ありがとうございました。ただいま説明していただいた部分について、何か質問、ご意見あればお願いいたします。特に修正したと説明があった部分がポイントとなると思いますがいかがでしょうか。

大学の知り合いが認知症のことが少し、この12月から変わってくるとのことだったんですけど、内出委員からなにかありませんか。

(内出委員)

認知症の人と家族の会岩手県支部の内出です。

今話あったんですけれども、皆さんご存じのように去年の1月1日に、共生社会の実現をするための認知症基本法ってのができて、それに基づいて、国とか都道府県とか市町村で認証施策推進基本計画っていうのを作りましょう、努力しましょうっていうふうに、それに基づいて、具体的には基本法というのは理念法なので、その理念に基づいて、どんな基本計画を作るとか、都道府県とか市町村がやっていくのかなと思って私たち家族の会も当事者団体としてすごく注目してました。今回のポイントは2つぐらいで、やっぱりこういう施策とか、何かを決めるときに、認知症の人本人とか家族の意見を聞きながら、一緒に作っていかうということで、単なる参加ではなくて、参画という言葉を使いながらやってきたので、推進指針の中でも参画って言葉もありましたし、やっぱり推進基本計画でも、新しい認知症観っていうのは書いているんですけれども、ただ新しい認知症観って言っても、一般の人はなかなか理解しないと思うんですね。これ、端的に言うと、今までは認知症の人ってのは何もできない人っていうふうなレッテルを張られてたんですけども、その周りの理解があれば、希望を持って暮らせるんだよっていうことをちゃんと明記されておりますので、そういうことも岩手でやさしいまちづくりの一環としてやっていただければなと思って、ここに入れていただいたことは大変ありがたいと思います。ありがとうございました。

(狩野会長)

子育て関係も少し変わってる部分ありますけれども、その辺りでご意見なり感想いかがで

しょう。子育てネットさんからいらっしゃってますが、いかがですか。あるいは、もう少し、考えますか。

では、デジタルというか情報関係の西崎先生お願いします。

(西崎委員)

西崎と申します。26 ページの中で、ひきこもりという言葉が書いてあるんですが、ここにひきこもりに関して何か書いてあったのかなというのは分からないんですが、急に出てきた感じがあって何かもしこれまでの経緯であったりとか分かる範囲で教えていただければなと思います。

(狩野会長)

事務局お願いします。

(地域福祉課 千葉主事)

地域福祉課でございます。

ひきこもりについて、追加したというところについては、これまでの協議会委員からの意見を踏まえて加えたところでございます。こちらについては社会的困難の部分にひきこもりを追加したところですが、そういった方への支援というものは、今重要になってきているというところがございますので、そういった視点で、今回新しく加えさせていただいたところでございます。

(西崎委員)

ありがとうございます。では今回からということになるのでしょうか。

(地域福祉課 千葉主事)

今回から新しく加えたところになります。

(西崎委員)

その場合に、受け皿というか、支援というかそれを実際受ける支援が実際にあるのかっていうのが確認できた上でしゃべっているのか。

(地域福祉課 千葉主事)

重層的支援体制整備事業っていう事業がありまして、市町村が実施主体になっている事業になるんですけども、例えばひきこもりの方に対して、アウトリーチをかけていくとか、そういったところ、市町村の方で取り組みを進めていたり、ひきこもりの方が参画できるように、カフェを活用したりとかそういうふうな取り組みをしているところがございます。地域福祉支援計画というふうな、こちらについても地域福祉課で所管している計画の方ではあるんですけども、ひきこもりについてはそちらに記載させていただいているところになり

ます。

(西崎委員)

ありがとうございました。

その支援に関してなんですが、結構個人的な内容になるので、相談ができる場合に、その情報、個人情報についての、配慮がされてるだとか、そういった一言があるといいのかなというふうに、思います。そうしたほうが、相談をしやすく適切な支援を受入れる方が増えると思います。

(地域福祉課 草木総括課長)

重層的支援体制整備事業につきましては、支援を受ける場合には本人の同意を得るということになっておりますので、そういった案件について多機関連携ということでみんなで協議するってということについてもご了解いただいた場合にできるってことで個人情報の同意があるということ支障はないと考えておりました。

(狩野会長)

この場合、一般的な話にも広がっていくと思うんですが、それは気にしてなくて、今の特化された部分の話でよろしいでしょうか。

(西崎委員)

そうすると、全体に言う場合だけでなく、個人的に内容を開示はせずに支援を受けたい場合は含まれないのでしょうか。

(地域福祉課 草木総括課長)

すいません。もう一度お願いします。

(西崎委員)

いろんな支援をしている部署というかサービスのところに相談する場合に、全てが自分の相談事を開示していいとはきっと思わないとっていて、なので、今ずれがなかったかなと思うんですが、このイについては開示する方だけの支援っておっしゃっているのでしょうか。

(草木総括課長)

措置のような形で、強制的にやる制度は生活困窮の方とかでもあったりするんですけども、そういった、生命身体財産に支障があるという場合には、本人の同意に関わらず、そこは、その人を守るために共有するってことはあるんですが、民意のルールの場合は、原則本人の同意をいただくということを前提としています。最終的に集せられる方は基本的に守秘義務がかかってる方が来るってことになっておりますので、基本的には守られるっていう

前提ではあるんですよ。そういった重層的支援体制整備事業として、あなたのことをケアしていきますよっていうことは、ちゃんとお伝えしてやるっていうのは、仕組みになってございます。それで一応ご理解はいただいている前提だろうとは思っております。

(狩野会長)

西崎先生よろしいですか。

(西崎委員)

はい。

(狩野会長)

はいありがとうございました。あといかがでしょうか。

(田原委員)

精神保健福祉連合会です。

(録音不鮮明) 第1回目の協議会でお話しした内容と重複する場合にはご容赦ください。私から2点ほど、資料4についての内容から質問と意見を述べさせていただければと思います。

まずは24ページが一番下、情報化対応のところのエのところの該当するのかなと思うのですが、メディアですね、新聞やラジオ、テレビ、わかりやすくお話しすると、精神障がい者さんが事件事故起こして、報道されるというケースがやはり後を絶たないといえますかですね、コメントが付されてしまうというところで、なぜわざわざ精神疾患で、原因としたというコメントがですね、そこに入るのか解せないところですので、そこに部分につきましても、考えていただきたい。控えていただくとか自粛していただくとかという部分についてはいかがお考えなのかなというのを聞きたいのが一つです。

それから、28ページ、推進主体の役割ということで、その中でも、当事者の参画という部分は非常に重要視されているところなのかなと思っております、その部分については、そのとおりだと同意するところがございます。なので、当事者の役割、そしてその当事者と一緒に暮らす家族の役割ということについて、ピアサポートの考え方、ピアサポートの役割というのも非常に重要になっていきますので、ですからその辺についての、御評価だったり、いただいて、このやりとりの部分に、当事者の役割っていうものを明文化していただけると私たちとしても御協力できるのかなと思っておりますので、その2点についてよろしく申し上げます。

(狩野会長)

はい。ありがとうございました。事務局いかがでしょうか。

(障がい保健福祉課 高橋障がい福祉担当課長)

障がい保健福祉課です。御質問ありがとうございました。

まず、事件当事者の方について、精神疾患の方はコメントを付けられるということでした。私どもは、障がい者の方の権利擁護の関係の取組をしております、具体的にはこども向けに福祉事務所、福祉団体、障がい関係団体と障がい者の権利擁護について協力しているところなんですけれども、こういった意見はなかなか得られないというところもありましたが、こういった意見を踏まえまして、障がい者の権利擁護については検討を進めたいと思います。それから、障がい者などの当事者参画のところ、障がい者施策に限定させていただきますと、協議の場については、ボランティア福祉団体、障がい者本人には必ず参加してもらっていて、それだけではなく、毎年定期的に障がい者団体との意見交換会を開催いたしまして、そこには障がい者団体、県庁の障がいに関する関係室課等が参加して意見交換会をしております。こういう場を持ちながら、障がい当事者の方々、その家族の方々と施策の検討のところも行っております。

(田原委員)

はい。ありがとうございました。精神障がい者向けのユニバーサルデザインと申しますか。精神障がい者にも配慮したユニバーサルデザインっていうものを考えたときに、混乱やストレスですね、非常に激しく受けてしまって街中で起こっちゃうんですね。症状によってですけども、そういう日常生活の様々な場面で安心、自立を促すということを踏まえまして、そのデザインを公共施設だとかやはり医療サービスなど広範な領域で適応されていったら、もしかして、高齢者にも誰にもやさしい、こどもたちにもやさしいっていう風になると思いますので、そういうのを目指していただきたいと思います。

メディアに関しては、いろいろな規定、指針の中で、運用されているとは思いますが、ぜひ人権の部分考えたときに、なぜ精神障がい者だけクローズアップされてしまうのが非常に偏見、せつかく我々としても頑張って支援してきたものが無駄になってしまい、非常に寂しい気持ちになりますので、ぜひお願いしたいと思います。それから、当事者の方の中では、ピアサポートで非常にいきいきと話し始めると申しますか、我々を引っ張っていくような人もたくさんいて、自らNPOを立ち上げたり、弾き語りをしたり様々な人がいるので、そういう人に協力してもらおうのはSNS以上に効果があるかなと思います。以上です。ありがとうございました。

(狩野会長)

はい。ありがとうございました。いろいろご意見ですか、コメントはいいですか。あとはいかがでしょうか。

(新田委員)

認定特定非営利活動法人いわて子育てネットの新田と申します。こちらの会議に参加させていただきありがとうございます。

先ほどふっていただいたのに反応遅くなってしまい申し訳ありません。子育て関連に関わらず全般のところでお話しさせていただきたいと思います。全体的にこれまでに見直しがさ

れて包括的に、男女とか性別であったり、障がいであったりというところを全て含んでいく、全て人に対して関わっていきこうと垣根というか区別差別を無くしていくような雰囲気を感じられて、いろんな方に対して優しくしていきこうという気持ちを感じて見っていました。

ただ、そうしていく中で、いろんな人にもいいようにとすることによって、どうしても何かこう、特別配慮が必要な場面っていうのはあるので、認識としては、どんな方にもっていきこうにしていくんですけれどもやっぱりその場面であったり、実際何か特別に対応することが必要な場面ではきちんとそういう特別扱いではなくて必要な支援を引き続き行っていくということが大切になっていくんだらうなというところがあると思っております。子育て支援にあたって特に小さいお子さんとか、あとお母さんたち忙しくて何かこう、なんだな、こういう上手く行かないなとベビーカーをしづらいなとか思っているけどもバタバタしてるうちにフィルターが必要なくなって、そんなことを考えてたことすら忘れてしまう、また新しいお子さんが出て新しい家族が困るっていう、次々に子育て世代、次の世代にどんどん引き継がれていくっていうところが、あるのかなあという、そういった何か困りごとがあったときに、伝えられる窓口がもっと身近にあればいいなあということは、自分が子育てしたときに感じたところになります。そういうひきこもりとか関連するのかわかりませんが、当事者、困っている人がじゃあそれをどこに言えばいいのかわかりませんが、誰に伝えたら何とかしてくれるのかわからない、まだまだちょっと不透明なところがあるのかなと。調べれば分かるかもしれない、ただ困ってる人は調べる時間もその手段を持っていないかもしれないということにも、もう少し手を差し伸べていただくことが必要なのかなというふうに感じておりました。引き続き微力ながら関わっていけるように頑張っていきたいと思っております。すみません。感想になりますが以上です。

(狩野会長)

どうもありがとうございました。これに対して事務局の方でなにかお答えはありますか。

(地域福祉課 草木総括課長)

住民説明会でもそういった同種の、問題提起をいただいております、ハード面に関しては、誰かにとっての最適解は誰かにとっても、バリアになっているっていうのは、視覚障がい者であったり聴覚障がい者であったり、子育てをしている方、それぞれにとって誰かの最適解を追求すると、誰かにとって差支えがあるというのがなかなかその30年前から変わらないよっていうふうな意見をいただいております、まさにこのひとまちの中でそういった課題について、しっかり認識しながら、みんなにとってちょうどいいというかみんな少しずつ不都合みたいなものを探していければなというふうには、我々もちょっと改めてご意見いただいて考えたところでございます。ありがとうございました。

(狩野会長)

はい。ありがとうございました。

あといかがでしょうか。佐藤委員、お願いいたします。外国人県民のあたり前回意見をいた

だいていました。お願いします。

(佐藤委員)

国際交流協会の佐藤と申します。今話題になってるその政策形成過程に当事者の参画というところがございますけれど、先ほど説明の中で指標の設定、そこに新たに、審議会とか公聴会等においてこどもや障がい者、障がいなどの当事者間で協議している実際の数ということで県と市町村 33 市町村で管理するということになるわけですが、あその目標は最終的には全ての自治体が、そのように取り組まれていることが大事だということになるわけですね。非常にそれが当事者の参画に向けた取り組みとして大事なことで、今話題になってる部分でございますけども、それは市町村が具体的にどのような形で進めていくか、今調整中ということですから、最終的な目標は 34 ということになっていくんだらうと思うんですけど、そのときに 29 ページの最後の市町村に期待される役割というところの部分。ここにも市町村の協力を求めて、当事者からの意見を伺う機会、そういったものをきちんと、設定していくということになるとすれば、市町村にもそういったこの指標を新たに設けるということであれば、ここに市町村に期待される役割としても、もう少しこう強く書き加えた方がよろしいのかもしれないと思います。住民に最も身近な行政機関として、政策形成過程に当事者が参画することも含め、住民参画を積極的に推進とですね、そういうふうにしていけば、先ほどご指摘のように一緒に具体的な対応の仕方っていうのをですね、市町村にも積極的に対応していただくっていうか協力をお願いする上でも、明記をされた方がより良く推進されるのではないかなという感じがいたします。ありがとうございました。

(狩野会長)

事務局の方、いかがでしょうか。

(地域福祉課 草木総括課長)

ちょっと前向きに、市町村に対する役割の部分の修正を検討して参りたいと思います。また、市町村の当事者の参画についてですが、ちょっとまだ掴みがどれくらいあるかを見込めないところがございます、まずは 1 つでもいいから審議会等で、当事者の方が入ってるかどうかという数をかけていきたいと思うんですが、だんだん内容によっては福祉分野であればかなり参画されてる場合もあり得るのかなっていうのもあって、ちょっと分野もある程度広げていったりとかもできるかどうかというのは、ちょっと今回の結果を踏まえて、今後の資料の展開を考えて参りたいと思っております。ありがとうございました。

(狩野会長)

はい。ありがとうございました。あといかがでしょうか。それでは次の方に進めさせていただきます。

(2) その他

(狩野会長)

それでは、議事の2ですね、その他について事務局の方でまずお願いいたします。

(建築住宅課 佐藤建築指導課長)

建築住宅課の佐藤と申します。私の方からは、報告事項といたしまして、資料5に基づきまして、まちづくりユニバーサルデザインガイドライン改正時期の見直しについて、御説明をさせていただきます。

はじめに、資料に従いまして、1の概要についてご説明いたします。

第1回の協議会でも御説明させていただきましたが、まちづくりユニバーサルデザインガイドラインは、すべてのひとにやさしいまちづくりを実現するため、主に設計者や施工者等の、まちづくりに携わる方々に向けたガイドラインとして、平成16年に策定したものでございます。このガイドラインにつきましては、すでに策定から約20年が経過しており、内容の中には、現在の社会状況に対応しきれていない部分も生じてきておりますことから、今般、このひとにやさしいまちづくり推進指針の策定に合わせて改訂を行うこととしているものでございます。

次に2の改定時期についてでございます。ガイドラインの改定につきましては、これまで本年度内を目途として進めてきたところであり、前回の協議会におきましてもその旨を説明させていただいたところでございます。しかしながら、今般、国が定めるバリアフリーの設計の指針である「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」、いわゆる建築設計標準が、令和7年に改正される予定であることが明らかになったところでございます。この建築設計標準、これは冊子が300ページを超える冊子の2つにまとめられておりまして、国のホームページにも掲載されておるものでございますけれども、この内容の見直しが、現在、国により進められているところでございます。改正の主な内容といたしましては、本年6月から施行、施行されるバリアフリー基準の改正を踏まえまして内容の更新であったりとか、当事者参画の取り組みを進めるための記載の充実などが図られる予定というふうに聞いてございます。このようなことを踏まえまして、県といたしましても、このガイドラインに、改正内容を反映させる必要があるというような考え方から、ガイドラインの改定時期につきましても、令和7年度に見直しをすることとしたところでございます。

したがいまして、本日の協議会で報告を予定しておりましたガイドラインの改定案につきましても、時期を見直しまして、令和7年度の協議会で改めて報告させていただきたいというふうに、考えておりますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

また、改定案の取りまとめに当たりましては、委員の皆様方に御意見を賜りたいと考えておりますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

(狩野会長)

はい。ありがとうございました。説明について御意見御質問いかがでしょうか。

今回のこちらの改定をする予定でしたけど、国の方の、変更とかが今度春になるというこ

とですねそれに合わせてということですよ。

この他にいかがでしょうか。

(地域福祉課 千葉主事)

事務局の方からご案内申し上げたいことありますので、お時間ちょうだいいただければと思います。

(長寿社会課 竹原主任主査)

県庁長寿社会課でございます。

認知症関連の紙を配らせていただきました。指針の改定の方にも認証の関係でいろいろと御議論いただきました。意見をいただきまして本当にありがとうございます。

取り組みについて、ちょっとPRをさせていただければと思います。認知症セミナーということで今週末ですね、土曜日の方に、教育会館の方で開催させていただきます。今日出席いただいておりますけど、内出委員のご協力をいただきまして、このように開催をするということでございますので、ぜひ来場いただければというふうに思っております。

もう1点はですね、今回の改定の中の認知症の法律ができたこと、そして国の方の計画ができたことということで盛り込みさせていただきましたけれども、これ県の方の取り組みについて、今般、今月ですね、認知症の関係するリーフレットを作成させていただきましたので、それを参考までに皆様、お配りさせていただきましたので、これを用いてですね、今後幅広くですね、この取り組みを広げていきたいなというふうに思っておりますので、本日は参考までにお配りさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

(狩野会長)

はい。ありがとうございました。

(地域福祉課 千葉主事)

はい、もう1つ、委員の皆さんの方には、事前にひとにやさしいまちづくりセミナーのご案内をですね、お配りさせていただいております。

本日は、手元にありませんけれども、今回、指針の中に新しく盛り込んだ、インターセクショナリティ、この視点についても、触れる形で、山下先生に御講義いただくこととしてございます。また、先ほど、認知症の方のご案内がありましたけれども、認知症サポーター養成講座の方も、セミナーの中で開催する予定としてございました。ぜひ、関係機関の方への周知など、御協力いただければと思います。よろしく願いします。

(狩野会長)

今のその他のところになっています。よろしいでしょうか。

そうしましたら、ここで議事を終了するというので事務局にお返しいたします。

(地域福祉課 草木総括課長)

狩野会長ありがとうございました。

4 御礼

(地域福祉課 草木総括課長)

それでは最後に、加藤保健福祉部副部長より御礼の御挨拶を申し上げます。

(加藤保健福祉部副部長)

本日は熱心な御議論をいただきまして大変ありがとうございました。こちらの推進協議会、今年度2回にわたりまして、まちづくり推進指針の方、御議論いただいたわけでございますけれども、1回目かなり御意見を頂戴いたしまして、その内容について最終案の方にも、反映をさせていただきました。本日さらにですね、貴重な御意見をいただきましたので、そちらの方の御意見もですね、反映をさせていただきながら、最終案に向けて、さらによりよいものに、していきたいと考えております。こちらの方の指針については、御案内の通り2月ですね、県議会定例会の方に、議案として提案をさせていただきまして、議決をいただいた上での策定という形になります。今後はこちらの方の指針の方の取り組みをですね、実践していく取り組みを進めていくという段階になりますので、またさらに皆様方から御意見等いただきながらですね、進めていきたいと思っておりますので、今後ともまたさらに、御協力のほどよろしくお願ひしたいと思っております。本日は本当に大変ありがとうございました。

5 閉会

(地域福祉課 草木総括課長)

以上をもちまして、令和6年度第2回岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会を閉会いたします。ありがとうございました。